

古賀市医療的ケア児の 学童保育所入所ガイドライン

令和6年7月
古賀市教育委員会 青少年育成課

【目次】

1. 学童保育所で実施する医療的ケアの基本的事項

- (1) 実施する医療的ケアの内容 1
- (2) 医療的ケアを実施する対象 1
- (3) 受け入れ委にあたっての要件 1
- (4) 医療的ケアの提供体制 1

2. 医療的ケア児の学童保育所入所までのながれ

- (1) 入所相談・施設見学 2
- (2) 学童保育所入所申請書及び医療的ケア実施申請書等の提出 2
- (3) 古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会による協議 2
- (4) 入所前面談と個別ケアマニュアルの作成 2
- (5) 学童保育所における保育及び医療的ケアの実施 2
- (6) フロー図 3

3. 医療的ケア児の学童保育所入所後の継続等について

- (1) 医療的ケアの継続の手続き 4
- (2) 医療的ケアの変更の手続き 4
- (3) 医療的ケアの終了の手続き 4
- (4) 事故への対応 4

4. それぞれの取組と確認事項

- (1) 教育委員会（青少年育成課） 5
- (2) 学童保育所 5
- (3) 看護師 5
- (4) 保護者 5

様式一覧 6

1. 学童保育所で実施する医療的ケアの基本的事項

本ガイドラインは、古賀市の学童保育所において、日常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れるにあたり、必要な事項等を定めるものである。

なお、医療的ケアとは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第2条第1項に定める医療行為をいう。

(1) 実施する医療的ケアの内容

本ガイドラインにおいて学童保育所で実施できる医療的ケアは、次に掲げる医療行為とする。

- ・ 咳痰吸引
- ・ 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- ・ 気管切開部の管理
- ・ 経管栄養（経鼻・胃ろう）
- ・ 導尿
- ・ 人工肛門（ストーマ）の管理
- ・ 血糖値測定・インスリン注射

(2) 医療的ケアを実施する対象

保護者からの依頼があった児童のうち、古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会（以下「検討委員会」という。）の協議を経て、教育委員会が総合的に判断して実施を決定した者とする。

(3) 受け入れにあたっての要件

- ・ 保護者の就労や病気等の事由により、小学校の放課後等に留守家庭等となっている児童で、古賀市学童保育所の入所要件を満たしていること。
- ・ 受け入れ時期は、4月1日入所を基本とする。
- ・ 医療的ケアを実施できる日及び時間は、原則として、学童保育所の開所日である月曜日から金曜日の放課後から午後5時まで（長期休業期間中は午前9時から午後5時まで）とし、土曜日及び延長保育は含まない。

(4) 医療的ケアの提供体制

- ・ 学童保育所における医療的ケアは、主治医からの指導・助言により学童保育所に配置又は派遣された看護師等が対応する。
- ・ 看護師等は、主治医が作成する医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）及び保護者と学童保育所が作成する個別ケアマニュアル（様式7）に基づき、保護者や学童保育所と連携しながら、適切な医療的ケアを実施する。

2. 医療的ケア児の学童保育所入所までのながれ

(1)入所相談・施設見学

保護者から入所及び医療的ケア実施について相談があった場合、教育委員会は本ガイドラインに基づき、必要な説明を行う。

また、保護者は医療的ケアが必要な児童とともに、入所を希望する学童保育所の見学を行うこととする。

(2)学童保育所入所申請書及び医療的ケア実施申請書等の提出

保護者は学童保育所入所申請書とともに、医療的ケア実施申請書（様式1）及び医療的ケア実施同意書（様式2）を提出する。

あわせて主治医に依頼し、医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）を作成し、提出する。

なお、情報提供兼指示書の内容が「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に基づき教育委員会へ提出する「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」の内容と相違ないものであると主治医が判断した場合には、当該書類の写しを提出することも可能とする。

(3)古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会による協議

教育委員会は入所申請関係書類を受け付けた後、古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会を開催し、医療的ケア実施の適否について、以下の確認基準に基づき協議する。

- ・申請があった医療的ケアの内容について、学童保育所での実施が可能である。
- ・疾患はあるが、容態が安定しており学童保育所での集団生活が可能である。
- ・医療的ケアが日常生活の一部として安定している。
- ・日常的に他児から隔離した場で保育が必要ではない（医療的ケア実施時を除く。）。
- ・看護師による連続的な容態の観察が必要でない。
- ・状態の変化により、集団生活に著しい影響はない。
- ・日常的な保育において、医療的ケア以外に特別な配慮が著しく必要ではない。

教育委員会は、検討委員会での協議内容をもとに学童保育所での医療的ケアの実施の適否を決定し、保護者へ医療的ケア実施適否通知書（様式4）を通知する。

あわせて医療的ケア実施通知書（様式5）を作成し、保護者や主治医から提出のあった資料（様式1～3）の写しとともに、学童保育所運営を委託する者に提供する。

なお、学童保育所入所については所定の手続きにより行う。

(4)入所前面談と個別ケアマニュアルの作成

教育委員会は、入所が内定した保護者と学童保育所との入所前面談を調整し、参加する。

保護者と学童保育所は、主治医が作成した医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）をもとに、個別ケアマニュアル（様式7）を作成する。

(5)学童保育所における保育及び医療的ケアの実施

学童保育所は、医療的ケアを実施する看護師等と連携し、個別ケアマニュアル（様式7）をもとに保育を実施する。

また、看護師等による医療的ケアが実施された際には、医療的ケア実施記録表（様式8）に記載し、1ヶ月ごとに教育委員会へ報告する。

学童保育所は、日常生活において医療的ケアを要する児童の状態に留意し、異変等への注意を払い、児童が活動の中で負担が生じないように支援する。

(6)フロー図

- 概ね9月まで

入所相談・施設見学



- 概ね 11 月末まで

学童保育所入所申請書及び
医療的ケア実施申請書等の提出



- 概ね1月末まで

古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会での協議



- 概ね 2 月中旬

医療的ケア実施適否通知書及び
学童保育所入所内定通知書の通知



- 概ね 3 月中旬

入所前面談・個別ケアマニュアルの作成



- 4月以降

学童保育所における保育及び医療的ケアの実施

【主治医】

「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」(様式3)の作成

【検討委員会】

学童保育所施設長・学童保育所指導員・子ども家庭センター職員・福祉課職員・学校教育課職員・青少年育成課職員で構成
学童保育所入所及び医療的ケア実施の可否について協議

【保護者及び学童保育所】

「個別ケアマニュアル」(様式7)の作成

【学童保育所及び看護師等】

「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書」及び「個別ケアマニュアル」に基づく実施

【学童保育所】

「医療的ケア実施記録表」(様式8)の作成及び提出

3. 医療的ケア児の入所後の継続等について

(1) 医療的ケアの継続の手続き

- ・次年度において医療的ケアの継続を希望する児童の保護者は、通常の学童保育所入所申請と同時に、医療的ケア実施申請書（様式1）及び医療的ケア実施同意書（様式2）を教育委員会へ提出する。あわせて主治医に依頼し、医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）を作成し、提出する。
- ・教育委員会は入所申請関係書類を受け付けた後、古賀市医療的ケア児学童保育実施検討委員会を開催し、医療的ケア実施の適否について協議する。
- ・教育委員会は、検討委員会での協議内容をもとに学童保育所での医療的ケアの実施の適否を決定し、保護者へ医療的ケア実施適否通知書（様式4）を通知する。
- ・あわせて医療的ケア実施通知書（様式5）を作成し、保護者や主治医から提出のあった資料（様式1～3）の写しとともに、学童保育所運営を委託する者に提供する。
- ・保護者と学童保育所は、主治医が作成した医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）をもとに、個別ケアマニュアル（様式7）を作成する。
- ・学童保育所は、医療的ケアを実施する看護師等と連携し、個別ケアマニュアル（様式7）をもとに保育を実施する。

(2) 医療的ケアの変更の手続き

- ・年度途中において医療的ケアの内容に変更があった場合は、（1）医療的ケアの継続の手続きと同様の手続きを行う。

(3) 医療的ケアの終了の手続き

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアの実施が終了する場合は、保護者は医療的ケア終了に関する届出書（様式6）を作成し、教育委員会へ提出する。

教育委員会は、届出書の終了年月日をもって、医療的ケアの実施を終了する。

(4) 事故への対応

医療的ケアに関する事故が発生した場合、学童保育所は速やかに緊急時の対応を図るとともに、教育委員会へ報告する。さらに、事故の再発防止の観点から、関係者における情報共有を十分に行う。

事故発生後、事実を経時的に記述し、事故原因、対応状況、結果等をまとめ、医療的ケアに関わる事故報告書（様式9）により学童保育所から教育委員会へ報告する。

4. それぞれの取組と確認事項

(1)教育委員会(青少年育成課)

- ・医療的ケア児を学童保育所で受け入れるにあたって必要な事項等を定めたガイドラインを策定するとともに、必要に応じてガイドラインの追加・修正を行い、安全を確保するために十分な措置を講ずる。
- ・主治医からの指導・助言により学童保育所で医療的ケアを行う看護師等を確保する。
- ・医療的ケアを実施している各学童保育所の実施体制や実施状況を適宜把握し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・医療的ケア児に関わる関係者（教育委員会・学童保育所・主治医・看護師等・保護者等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できるよう、必要に応じて相互間の調整を図る。

(2)学童保育所

- ・各学童保育所の体制、及び環境や医療的ケア児の実態を十分に把握したうえで、全職員での情報共有と医療的ケアの教育的意義の理解に努める。
- ・学童保育所において安全かつ円滑に医療的ケアが実施されるよう、保護者や医療的ケアを実施する看護師等と連携し、情報共有を図る。
- ・看護師等による医療的ケアが実施された際には、医療的ケア実施記録表（様式8）に記載し、1ヶ月ごとに教育委員会へ報告する。
- ・必要に応じて、医療的ケアを実施する専用のスペースを設ける等により、医療的ケア児本人や施設を利用する他の児童の発達段階に応じた配慮を行う。
- ・緊急時は個別ケアマニュアル（様式7）に定めた内容に沿って迅速かつ的確に対応できるように、支援体制を確立しておく。また、緊急時に速やかに保護者に連絡できるよう、日頃から児童の状態をよく理解するよう努める。
- ・医療的ケアに関する事故が発生した場合、速やかに緊急時の対応を図るとともに、教育委員会へ報告する。事故発生後、事実を経時的に記述し、事故原因、対応状況、結果等をまとめ、医療的ケアに関わる事故報告書（様式9）により教育委員会へ報告する。

(3)看護師等

- ・医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式3）及び個別ケアマニュアル（様式7）に基づき、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮したうえで医療的ケアを実施する。
- ・学童保育所で医療的ケアが安全に提供できるよう、学童保育所に対して環境の整備や医療的ケア児に対する関わり方の支援・助言を行う等の連携を行う。

(4)保護者

- ・学童保育所における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、家庭における医療的ケアの実施状況や児童の様子について、学童保育所に情報提供を行う等、適切なケアを受けるために積極的に協力体制を図る。
- ・学童保育所から医療的ケア児の様子について相談等があった場合には、主治医に伝えて改善策の助言を得る。
- ・保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器（予備電源含む）、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、学童保育所に預託する。
- ・児童が保育中に健康状態等に異変があった場合等、緊急時に速やかに対応できるよう、必ず連絡が取れるようにしておく。

様式一覧

| 番号 | 様式名 | 備考 |
|----|----------------------|----------------------------|
| 1 | 医療的ケア実施申請書 | 保護者が作成し、教育委員会へ提出する。 |
| 2 | 医療的ケア実施同意書 | 保護者が確認、署名のうえ、教育委員会へ提出する。 |
| 3 | 医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書 | 主治医が作成し、保護者から教育委員会へ提出する。 |
| 4 | 医療的ケア実施適否通知書 | 教育委員会が作成し、保護者に通知する。 |
| 5 | 医療的ケア実施通知書 | 教育委員会が作成し、学童保育所運営事業者に通知する。 |
| 6 | 医療的ケア終了に関する届出書 | 保護者が作成し、教育委員会に提出する。 |
| 7 | 個別ケアマニュアル | 様式3をもとに、保護者と学童保育所が作成する。 |
| 8 | 医療的ケア実施記録表 | 学童保育所が作成し、教育委員会へ提出する。 |
| 9 | 医療的ケアに関わる事故報告書 | 学童保育所が作成し、教育委員会へ提出する。 |